

平成26年度第1回福島県市町村国保広域化等連携会議 発言要旨

日時 H27.2.3(火) 13:30～15:30

場所 杉妻会館 4階 牡丹

1 開会

2 保健福祉部政策監挨拶

(保健福祉部長が所用のため保健福祉部政策監が代理)

- ・ 日頃から国民健康保険事業の適正な運営と発展のため御尽力をいただき、心から感謝申し上げます。
- ・ 今般の医療制度改革については、「医療制度改革骨子」が決定され、国保の財政基盤を強化した上で、財政運営の責任主体を平成30年度から県が担うことが示されたところ。
- ・ 県としても平成22年12月に「福島県国民健康保険広域化等支援方針」を策定し、国保税の収納率の向上や医療費適正化に向けた取り組みを行うなど一定の成果が出てきている。
- ・ 本日は、現支援方針が今年度末を持って対象期間が満了となるため、27年度からの新たな支援方針について市町村から御意見をお伺いいたしたく、会議を開催させていただいたので、忌憚のない御意見・御提案をいただきたい。

3 議題

- ・ 福島県保健福祉部政策監が座長を務め、議事進行。

(1)「福島県市町村国民健康保険広域化等支援方針」(案)について

- ・ 事務局から資料1～2により説明。

(座長)

- ・ それでは御意見を頂戴したいと思います。

(大玉村)

- ・ 保険財政共同安定化事業に関して、拠出超過保険者に対しては当面県調整交付金で拠出超過額を全額支援するとのことだが、交付超過になっている市町村に対して、今年度何か調整を加えるというようなことはあるのか。

(事務局)

- ・ 今年度は交付超過市町村に対する調整は考えていない。

(いわき市)

- ・ 滞納繰越分の収納目標率が20%に設定されており、目標を達成出来なかった場合

でも収納率の向上があった保険者に対しては、県の調整交付金での対応を検討する
とあるが、これは、少しでも収納率が向上していれば県調交で支援していただける
ということでのいいのか。目標を達成した場合のみ調整交付金で対応というのが通常
であると認識しているので、念のため確認させていただきたい。

(事務局)

- ・これは現行の支援方針にも記載されている内容であり、その方向で検討させていただく。

(郡山市)

- ・今回示された支援方針は最終形なのか。それとも意見が出れば修正されるのか。

(事務局)

- ・本日いただいた御意見をもとに本日お示した支援方針（案）を修正し、本日の議
事録とともに各市町村に送付して、各市町村の御意見を伺いたい。その後、所要の
修正をし県としての支援方針を決定する。

(郡山市)

- ・年度やマイナス標記の仕方が統一されていなかったり、表と表の説明がページをま
たいでいるなど、見づらい箇所が散見されるので、修正した方が良いと思われる。
- ・将来の高額医療費を抑制するために重症化予防や未受診者勧奨者対策を積極的行
うと現年度分の医療費が増える。ついては、調整交付金の医療費適正化に係るメニ
ューについて、保険者個々の事業をそれぞれ評価出来るように、一人当たり医療費
だけでなく、一人当たり入院医療費、一人当たり外来医療費、一人当たり調剤医療
費、ジェネリック医薬品普及率など細かな基準を設けていただきたい。

(事務局)

- ・標記が不統一ということに関しては、再度原案を精査させていただく。
- ・医療費適正化メニューに関しては、（現時点では取組結果に基づく支援ということ
で考えていたが、）いただいた御意見をもとに検討させていただく。

(只見町)

- ・国保税の算定方式の4方式から3方式への移行に向けて、資産割を導入している市
町村は資産割の廃止・縮小に向けたシミュレーションを行うとされているが、シミ
ュレーションの具体的な内容やスケジュールについて県はどのように考えているの
か。

(事務局)

- ・当該内容は現行の支援方針にも記載されているが、個々の市町村には様々な事情が
あり、シミュレーションがなかなか進まない市町村があることも承知しているため、
特に内容・スケジュールについては考えていない。そうはいつでも、財政運営の県

単位化を踏まえ、各保険者に3方式への移行に取り組んでいただきたいということでこのようにまとめさせていただいた。

(大玉村)

- ・県全体の標準的な保険料率を示す場合には、県内市町村の国保税の算定方式が揃っていないと難しいと思う。
- ・県が財政運営を担った後に、様々な算定方式の市町村があるなかで、県は標準保険料率を示せるのか。

(事務局)

- ・それについては今まさに中央で議論されているところであり、今この場で県としての回答をすることは出来ない。

(座長)

- ・今後国の動向を踏まえ、また御相談させていただく。
国の方針が決まっていない今の段階では明確な回答をすることは出来ないが、御了承いただきたい。

(いわき市)

- ・当市では、算定方式の統一化に向けた環境整備を進めるため、資産割を廃止した。もう一つ取り組んでいるのが、国保税率の縮減である。
- ・こういった状況の中で、将来の運営の形態がよく見えていない部分もあるが、県移行を見据えた統一的な算定方式の考え方を県は示すべきと考える。支援方針に期待しているのはそういうことである。
- ・段階的でもいいので、県には市町村の努力目標を掲げていただきたい。併せて目標を達成できない場合のフォローについても考えていただきたい。

(事務局)

- ・県単位化後も従前通り市町村が保険料の賦課・徴収を行うというスキームが示されているが、そういった中で保険料の統一が本当に必要なのかもまだはっきりしていないという状況である。
- ・一方で、県が財政運営を担う以上、保険料の統一が必要という議論が当然出てくるということも県としては認識している。ただ、医療費水準が各市町村によって違うといった側面も有り、なかなか難しい問題である。

(座長)

- ・次の項目で、国保制度改革に係る現在の情報を皆様にお示しし、御意見をいただこうかと思っていた。先ほどの発言については、そちらにも関わってくると思うが現時点では県としても明確な説明は出来ないので、また改めて、皆様に情報提供させていただきながら御意見を伺っていきたいと思っているので御容赦いただきたい。

(2) 国保の広域化を巡る動きについて

- ・事務局から資料3により説明。

(座長)

- ・それでは御意見を頂戴したいと思います。

(大玉村)

- ・県移行後も市町村の事務は変わらない。
- ・県が財政責任を担うに当たって、どのような体制で臨むのか。
- ・仮に国保連合会に事務を委託するとした場合に、国保連合会は現行の体制で事務を行えるのか。

(事務局)

- ・それについては、これから検討していくところである。国の法案提出もこれからあり、今の段階で答えることはできない。

(国保連合会)

- ・当連合会では、現在平成29年度以降の国保総合システムの改修を行っているところである。法改正の影響が大きいと見込まれ、中身がわからないという状況下での開発ということになる。
- ・その中で、どれだけ保険者の事務が軽減されるかということについて、国保中央会と協議しながら進めていきたいと思っているが、現在一番懸念しているのが、高額療養費の多数該当がどのようになるのかということである。県内で異動した場合に引き継ぐのか引き継がないのか。これがシステム上一番大きな問題になるが、今そういった課題を抱えていることを御紹介させていただく。
- ・国保連合会は、審査支払に関する情報以外に、特定健診や介護保険のデータ等を保有しているが、それらの情報をどう活用するかについても、需要を待たずして発信し、皆様の役に立ちたいと考えているのでよろしくお願いいたします。

(大玉村)

- ・県と市町村とで協力し、しっかり準備していかないと30年度からの県移行は難しい。
- ・当村においては、県移行を見据え、資産割を廃止したが、それには3年ほどかかっており、すぐに出来るものではない。ついては、国には早く方針を示してもらい、県にはそれを迅速に、かつ分かり易く市町村に説明していただきたい。

(白河市)

- ・当市の国保税の現年度分の収納率は、平成25年度に現年度分で90%を超えたところであるが、広域化等支援方針に示されている目標収納率の92.5%は厳しいというのが正直なところである。
目標に達していなくても、収納率が上向いていれば補助を検討するとの話もあるが、

保険料を徴収する側のモチベーションという意味では、実績を見た上で見直し等を行うなど、柔軟に考えていただきたい。

- ・平成30年度からの国保財政運営の県移行については、いよいよ本決まりとって良い状況だと認識しているが、財政論議にのみ終始しているという印象が有る。
- ・移行までの3年間は被保険者にとってのメリットという視点を持たなければならない。
- ・一人当たり医療費を減らしたいが、痛い・辛いを我慢しろということとは言えない。よって、痛い・辛いにならないようにすることが主眼だと言える。保険者という立場においては、そういった予防的なものが意味のあるものだと考えており、そのためにデータヘルス計画等が出てきているのだと思う。
- ・今後、都道府県も保険者という立場になるわけだが、先ほど申し上げた「予防」にどのように取り組むかについて、支援方針の中で触れてはどうかと思う。福島県にも、健康増進課といった関係部署があるが、連携をどのようにするかということをまとめていただかないと市町村としても困る部分が出てくる。
- ・健康寿命を延ばすために、県としてどのように動いていくのかということを出していただければ、被保険者にとってのメリットになるのではないか。
- ・資料に市町村毎の標準保険料率の設定という記述があるが、これは各市町村毎に示すのか。それとも類似団体毎に示すのか。

(事務局)

- ・本県の収納率目標については、全国中位を目指すということで91.0%、保険者規模別の目標収納率については92.5%に設定させていただいたので御容赦いただきたい。目標の見直しは想定していなかったが、必要とあれば検討してまいりたい。
- ・他部署との連携の必要性については、我々も十分認識しており、取り組んでいきたい。
- ・国保財政運営が県に移行することにより被保険者に生じるメリットについては、我々としても明確なイメージを持ち合わせていないのが正直なところではあるが、今後打ち出していかなければとは思っている。
- ・標準保険料については、国では負担の「見える化」として県が各市町村毎に参考として示すこととされているものである。市町村は、県が示した標準保険料率を採用しなければならない義務は無いが、異なる保険料率を設定した場合は、各市町村に説明責任が生じることになる。

(白河市)

- ・市町村では県が示した以外の標準保険料率を設定した場合に、市町村に説明責任が生じるということであれば、県が示した標準保険料率を採用すべきと我々市町村は受け止めることになろうかと思う。
- ・それが医療が余り行き届いていないような地域の住民の被保険者にとってメリットになるかどうかというのは、なかなか難しいところがある。国は財政運営の県移行によって被保険者の負担が軽減されるという説明をしているが、果たして本当にそ

うなのかというのは常に考えていきたい。

(郡山市)

- ・国保の県移行について、当市では、後期高齢者医療広域連合をイメージしていたが、今回示された医療制度改革の骨子では市町村の業務がほぼ従前どおりとされていて、何のための医療制度改革なのかが分からない。
- ・今後医療費適正化を進めて行くに当たっては、県と市町村が連携し、被保険者の立場から県全体で取り組めることを考えていかなければならない。
- ・県民の健康寿命を延ばすことが大変重要だと考えており、そのために何が出来るのかというのを全体で考えていかなければならない。

(座長)

- ・本日は健康増進課長が欠席しているが、県全体で医療費削減に取り組まなければならないというのは非常に大きな問題で、重々承知している。国保の枠組みだけで対応しきれるものではないが、どのように県民の健康に寄与できるかということは常日頃考えているので、よろしくお願いしたい。
- ・他に何かございますか。
＜特に発言なし＞
- ・それでは国民健康保険課長から挨拶をお願いします。

(県国民健康保険課長)

- ・広域化等支援方針について、皆様から貴重な御意見・御要望をいただいたことに感謝申しあげる。
- ・国から国保の財政運営を都道府県に移すということが示されたところであり、県としては大詰めを迎えている国保基盤強化協議会の議論の動向を注視しており、より具体的な制度設計が明らかになるのを待っている状況である。
- ・27年度以降については、これまで以上に綿密な連携のもと、実務的には、広域化等支援方針を基本とするが、国保制度改革への対応についても、必要事項については国に要望するなど適切に対応していきたい。

(座長)

- ・国保制度改革に関しては、全国知事会を通して、財政運営を受け入れる立場として意見・質問という形で国に対して要望を行っている。
- ・法案が成立した後は県と市町村による移行に向けた準備が必要となってくる。
- ・新しい情報については、今後も皆様に情報提供を行っていきたいと考えているので、今後ともよろしくお願いしたい。

(事務局)

- ・議事についてはここまでとさせていただきます。

＜以上＞